The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	戦後地域社会における基地問題の生成と展開 : 伊丹航空基地とその周辺地域を事例に
Author(s)	本井, 優太郎
Citation	待兼山論叢. 史学篇. 2015, 49, p. 1-28
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/61296
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

戦後地域社会における基地問題の生成と展開

――伊丹航空基地とその周辺地域を事例に――

本井　優太郎

キーワード：伊丹航空基地／拡張問題／風紀取締／国際空港化／住民運動

はじめに

日本現代史研究において、米軍基地がもたらす社会問題＝基地問題に関する研究については、比較的豊富な蓄積がある。そこでは、一般に名が知られている内灘闘争や砂川闘争をはじめ、全国各地の事例の発掘が進んでいる。(1) しかしながら、これらの研究では、米軍施設の設置・移設・拡張を巡る問題や、基地の返還を求める運動に関心が集中しているように思われる。如上の問題が周辺地域にとって一大事件であったことは事実であり、そのインパクトを軽視すべきでないことは論を俟たない。だが、実際の周辺地域では、設置・拡張問題や返還闘争以外にもさまざまな問題が生起していた。従って、今後はそれらを抽出し歴史的に位置づける作業が必要となるだろう。(2)

もちろん、そうした研究が皆無という訳ではない。特に売買春などの風紀問題に関しては、平井和子の研究など一

定の蓄積がある。[3] しかし、これらの研究の多くはジェンダー論の立場からなされたものであり、風紀問題が地域社会に与えた影響や、その他の基地問題との関連性については検討が不十分である。また、沖縄についても基地への抵抗と受容の相克や労働力編入のあり方など多くの論点が提示されている。[4] それに比して、本土の事例に関する研究は立ち遅れているのが現状といえる。

以上を踏まえ、本稿では戦後地域社会における基地問題の生成・展開過程を時間軸に即して再構成することを目指す。この作業を通じて、基地問題を歴史的に検討する際の論点を提供してみたい。扱う対象は、伊丹航空基地（現在の大阪国際空港）及び同基地が所在する大阪府豊中市・同池田市・兵庫県伊丹市の三市である（**図1**）。時期は、伊丹航空基地が発足する敗戦直後から、拡張問題が決着する一九六〇年代初頭までとする。伊丹航空基地については、各市の自治体史で概要が

図1　伊丹航空基地及び周辺地域（1953年）

国土地理院発行の2万5千分の1地形図（「伊丹」1953年版）より作成。地名・学校名については、本稿と関わるもののみ記載し、縮尺も原図から変更した。

記されているが、[5] これらは一市からのみの分析に偏りがちで、三市の動向を全体として捉える視点が不足している。

伊丹航空基地の起源は、一九三九年一月に民間飛行場として開場した「大阪第二飛行場」に求められる。同飛行場は翌四〇年に軍用飛行場となり、四一年九月には民間航空機の飛行が廃止される。数度の拡張を経て敗戦を迎え、[6] 直後に米軍に接収され伊丹航空基地が発足する。五八年三月に同基地は返還され大阪空港となり、更に翌年七月には国際空港化が実現する。占領期に米軍基地となり、返還後に民間空港として再出発した例としては、名古屋飛行場や調布飛行場などが挙げられる。これらの中でも最大規模の空港である大阪国際空港は、ケース・スタディとしてまたとない事例といえよう。

周辺三市についても述べておこう。**表1**に一九五五年時点の三市の産業別人口をまとめた。これによれば、三市に共通する特徴として、①農業人口が全体の一〇％前後、②製造業従事者数が最多、③第三次産業従事者数が比較的多数、の三点が指摘

表1　基地周辺三市の産業別人口（1955年）

職　業	伊丹市	豊中市	池田市
農　業	3,644	4,131	1,926
林業・狩猟業	6	9	35
漁業・水産養殖業	1	8	0
鉱　業	60	164	25
建設業	958	2,422	970
製造業	10,567	14,972	4,799
卸売・小売業	3,716	10,352	4,576
金融・保険・不動産業	749	2,921	1,021
運輸・通信・公益事業等	1,609	3,706	1,631
サービス業	3,381	7,915	3,606
公務員	3,670	1,823	878
その他	4	2	0
計	28,365	48,425	19,467

伊丹市企画部『伊丹市の人口』（伊丹市、1967年）、『豊中市史』第四巻（豊中市、1963年）、『新修池田市史』第四巻、『大阪府統計年鑑 昭和三十三年版』より作成。

表2　伊丹市の就業別人口の推移

職　業	1950年	1955年	1960年	1965年
農　業	2,938	3,644	3,333	2,605
林業・狩猟業	7	6	9	8
漁業・水産養殖業	3	1	4	2
鉱　業	7	60	47	13
建設業	872	958	2,361	3,754
製造業	9,353	10,567	17,745	27,324
卸売・小売業	2,745	3,716	5,739	9,026
金融・保険・不動産業	405	749	1,196	2,056
運輸・通信・公益事業等	1,398	1,609	2,231	3,533
サービス業	1,951	3,381	4,642	7,559
公務員	1,292	3,670	3,705	4,594
その他	40	4	4	25
計	21,011	28,365	41,016	60,499

『伊丹市の人口』より作成。

表3　池田市内で発生した米軍車両による交通事故（1946～50年）

年	月/日	被害者			事故の概要
		性別	年齢	被害	
1948	4/10	女	68	即死	歩行中、米軍車両がひき逃げ
	5/25	男	2	死亡	歩行中、米軍車両がひき逃げ
	9/17	男	21	重傷	米軍車両と自動三輪の衝突
		男	50	重傷	
	11/15	女	70	即死	自宅前にいた際、米軍車両が突っ込む
	12/31	女	18	即死	歩行中、米軍車両がひき逃げ
		女	20	重傷	
1949	2/12	男	17	即死	自転車で走行中、米軍車両がひき逃げ
	3/12	男	47	重傷	荷車を曳行中、米軍車両が衝突
	4/30	女	79	不明	歩行中、米軍車両が前方から接触
	5/14	女	32	軽傷	歩行中、米軍車両がスリップ
	6/16	男	42	不明	自転車で走行中、米軍車両が接触
	2/11	男	11	軽傷	歩行中、米軍車両がひき逃げ

「池田市内の占領軍による事故・事件」（『新修池田市史』第四巻、142頁）より作成。

できる。三市ともに阪神両市の近郊に位置することを加味すれば、人口規模の差こそあれ、いずれも大都市近郊の中小都市と理解しておけば良いだろう。伊丹市を例に産業別人口の推移をみてみると、製造業・サービス業への従事者が増加する一方、農業人口は微減している（**表2**）。他の二市については統計が確認できないが、概ね伊丹市と同様の傾向と考えられる。また、市議会の構成は三市ともに保守系無所属の議員が多数を占め、革新系議員は全議席中六分の一程度に過ぎない。この傾向は本稿の対象時期を通じて一貫している。

一　伊丹航空基地の発足と基地問題

1、基地発足当初の状況

敗戦直後の一九四五年九月、伊丹飛行場は米軍に接収され伊丹航空基地（Itami Air Base）となり、翌月には第三一〇爆撃航空団が進駐している。基地内には司令部・管制塔・兵舎の他に、野球場・体育館・テニスコートなどの娯楽施設も整備された。(7) 米軍関係施設の建築は基地の外にも及び、豊中市刀根山地区や伊丹市梅ノ木地区には将兵用の住宅地が建設された。進駐から程なくして、周辺地域は「基地の街」の様相を呈

し始めたのである。

基地の発足当初にあって、その存在が周辺住民にいかなる影響を与えたのかについては不明な点が多い。ただし、いくつかの事例から一端を窺うことができる。その一つが米軍車両や兵士による事故・事件である。池田市を例に挙げてみよう[8]。同市では一九四六年一月二八日に米軍機が突如炎上・墜落し、墜落地点の民家が焼失している。また、最も多発したのは米軍車両による交通事故であった。**表3**に示したように、四六年～五〇年の間に、少なくとも一一件の事故が発生している。他にも、四六年九月には泥酔した米軍兵士が市内の麻雀店で客に暴行を加え、店内の設備を破壊して逃走する事件も起こっている。豊中・伊丹両市も似たような状況であったと考えられる。

日本政府は、一九四七年一月の閣議において、占領軍の過失による車両事故や家屋火災などを補償の対象とすることを決定した。更に五一年一二月の閣議では、対象を占領軍の船舶事故・航空機事故にまで拡大している。しかし、池田市の場合、先述した航空機墜落事故を除き補償が実施された形跡がない。墜落事故についても、被害の見積額が家屋二〇万円・家財三五万六千円であったのに対し、実際の補償額は家屋一万円・家財五千円に過ぎなかった。国政レベルでの議論とは裏腹に、地方自治体においては必ずしも十分な補償がなされなかったようである。

一九五〇年代に入ると、朝鮮戦争の勃発により伊丹航空基地の駐留兵数が大幅に増加する[9]。それに伴い、正面ゲートのある豊中市蛍池地区では風俗店の営業や売買春が横行するようになり、その取締が大きな課題となった。豊中市は五一年一月に「街路等における売春勧誘行為等の取締条例」（以下、旧条例と記す）を可決している。加えて軍用機の離着陸の増大による騒音も問題視されるようになる。五〇年九月には豊中市勝部地区の自治会から市及び大阪調達局に対して、軍用機の減便を求める請願書が提出されている。このように、伊丹航空基地の周辺地域では、基地の発足直後からいくつかの基地問題が発生しており、住民の生活にとって脅威となっていたのである。

2、拡張問題と反対運動

一九五一年一〇月、米軍の指示を受けた大阪調達局によって伊丹航空基地周辺の測量が実施された。測量後数ヶ月間の状況に関しては、五二年三月に開催された池田市議会における市助役の発言に詳しい。これに基づき、池田市当局の動向を中心に、拡張問題が明るみに出るまでの経過を追跡する。[10] 測量の発覚後、市当局はまず大阪調達局へ真偽を問合せ、次いで基地へ出向し駐留米軍の責任者から事情を聴取した。その際基地側は、測量は老朽施設の移転新築にかかる敷地調査であり、拡張の意図はないと説明している。しかし、五二年一月に大阪調達局から三市に対し「上の方からの命令」により「飛行場の周辺二キロを測量する」旨の通知があった。市当局は再び基地に赴き事実確認を行った。この時も基地側は「あなたの方の日本の土地を無断でやる（筆者注・拡張する）ようなことはソ連の国より他にはないじやないか」と回答して拡張を否定した。ところが、二月末日になり「飛行場の東の方の境界線から六十メートルのところの分を多少拡張する」計画が市に通達された。拡張区域は、豊中（蛍池・箕輪・走井・勝部）・池田（北轟木・今在家・宮之前）・伊丹（岩屋・下河原）の計九地区に及び、農地約九〇万㎡（豊中五三万㎡・池田二〇㎡・伊丹一七万㎡）が接収対象とされた。[11] 周辺地域の人々が事態を十分に把握できない中で拡張計画は具体化したのである。

拡張が現実味を増すにつれ、三市では拡張反対の機運が高まり始める。まず五月三〇日に豊中市議会、次いで六月一七日に池田市議会、更に同二一日に伊丹市議会がそれぞれ全会一致で拡張反対意見書を採択した。伊丹市では市長名義の意見書も作成し、六月九日に関係当局へ提出している。これらの意見書に共通する特徴は、拡張が農民の生活を危機に陥れると主張している点である。豊中市議会の意見書では、拡張区域には市内耕地に注ぐ灌漑用水路が含

まれるため、拡張が実施された場合「此の重要水路に依る引水不可能となり五百町歩に亘る耕地の水稲作付は出来なく、付ては関係部落三十有余、農家戸数二千戸、其の人口約一万名は生活の脅威を直ちに受ける」とされている。[12] 池田市議会の意見書も、拡張により「農家一〇六戸、家族六一〇余人は直に生計が維持できず転業」を余儀なくされる上、「資金その他凡ゆる面から転業も出来難」いとしている。[13] 同じく伊丹市の意見書でも「現在農耕に従事してゐる農民は既に他に職を転ずる能力のない者が大部分」であり、「今若し拡張のために転業を余儀なくされた場合、之等の人々は当然社会の落伍者に転落してゆくことは火を見るより明らか」と記されている。[14]

市議会での決議を皮切りに反対運動は拡大し、三市による共闘が展開されるようになる。六月二五日には三市長を理事として伊丹飛行場拡張反対期成同盟会（以下、期成同盟と記す）が結成された。[15] 一方、住民の間でも農業委員会や婦人会が中心となって拡張反対を呼びかけ、七月初旬の時点で約二万四千名分の反対署名を集めていた。[16] 七月六日に期成同盟は反対署名を携えて上京し外務省などに提出した。しかし、同日に開催された日米合同委員会飛行場小委員会において伊丹航空基地が拡張対象から除外されなかったため、期成同盟は関係方面への陳情を継続することを決定した。[17] また、同時期には労働組合・農民組合の動きも活発化しており、八月には京阪神各労組や関西農民組合共同闘争委員会が中心となり伊丹基地拡張反対労農連絡協議会を結成している。[18] 同会は反軍事基地闘争の立場から拡張問題に取り組み、独自に拡張区域住民と接触していたようである。[19]

こうした中で事態は急展開する。この間、衆議院外務委員会においても伊丹航空基地の拡張が議論されており、現地視察を行った大阪府選出議員からは、拡張に対して慎重な意見も出ていた。[20] これを受けて外務省は代替候補の検討に着手し、七月下旬に兵庫県加東郡の青野ヶ原元陸軍演習場が浮上した。[21] そして、八月二八日に開催された衆院外務委において、調達庁より伊丹航空基地の拡張を中止する旨の説明があり、[22] 翌月には拡張中止が発表された。これによ

り拡張問題は一時的に収束へと向かったのである。

二　風紀問題・騒音問題の深刻化

1、騒音問題

拡張問題の収束後は、騒音問題と風紀問題が再び焦点化した。まず騒音問題からみていこう。先述した通り、朝鮮戦争の勃発により、伊丹航空基地では軍用機の離着陸が増加していた。また、五一年一〇月には民間航空との共用が開始されたことに伴い、民間機も基地に離着陸するようになった。五三年四月に大阪都市騒音調査会が豊中市勝部地区を対象に実施した調査によれば、[23] 軍用機や民間機の離発着回数は一日約一五〇回、音量は最大で一一〇フォンであった。報告書は、周辺住民は「騒音刺戟のために日常の事務生活が障碍され」ており、この状況が今後も続くようなら「心理学的にも、生理学的にも相当な悪影響を及ぼす」と結論づけている。

騒音の影響が最も強く懸念されたのは学校現場であり、特に、基地の近辺に小学校が立地する伊丹市と豊中市で大きく取り上げられた。五三年四月に伊丹市教育委員会が実施した調査では、「飛行機の離着陸時は隣同士の会話も聞こえ」ず（伊丹小学校）、「学校上空の飛行時には授業を一時中断」（伊丹南中学校）せざるを得ない状況と報告された。[24] 特に基地と程近い神津小学校の場合、「離着陸時の爆音で終日悩まされ」「満足な勉強は考えられない」状態であった。[25] 同年九～一〇月には豊中市蛍池小学校でも調査が実施され、神津小と同様の被害状況が報告されている。[26]

両市の当局・議会・ＰＴＡは、以前から関係各省庁に対し防音対策ないし移転費用の交付を求めていたが、費用拠出の法的根拠が曖昧であることや、同様の事例が全国各地で発生しており個別の対応が困難な点が障壁となり棚上げ

されていた。[27] しかし、五三年一一月に特別損害補償法が改定され、同法が定める補償対象が学校施設にまで拡大されたことで事態は進展する。伊丹市では翌月に市教育長が特別調達庁を訪問し、特損法適用により神津小学校の改築が認可される旨の言質を得ることに成功した。[28] 一方、蛍池小学校も一足遅れて防音工事の認可を受けた。そして五五年末から防音工事が開始され、翌年三月に竣工している。[29]

2、風紀問題

表4は、豊中市における風俗業者数の推移を示したものである。これによると、一九五一・五二年度の風俗業者の数は、五〇年度と比べて大幅に増加している。最も深刻なのは蛍池地区であった。**図2**からは、キャバレーなどが同地区に濫立していることが分かる。更に五二年末頃になると、同地区に隣接する池田市でも貸家営業や売春婦の増加が問題視されるようになった。[30] 風紀問題が拡大した要因としては、以下の三点を指摘できよう。第一に、朝鮮戦争の休戦を見越して、米軍が京阪神の基地の再編を実施したことである。これにより、撤収対象となった各基地の売春婦が蛍池地区周辺に集中した。第二に、豊中・池田両市における対応法制の不備である。先述の通り、豊中市では旧条例が施行されていたが、この条例で処罰の対象とされたのは屋外での売春・勧誘のみで、屋内での行為や、場所提供などの周旋行為は対象外であった。池田市に至っては条例そのものが存在しなかった。そして第三に、拡張問題が住民の悲観的展望を招き、風俗業への転身を促したと考えられる。拡張予定区域では、農地を失うくらいなら「パンパン宿にした方が利益が上る」ため「改造を始めた家もある」状況であった。[31]

豊中市では、ＰＴＡや婦人会が中心となり、市当局への陳情や、[32] 取締強化を求めるビラが配布された。こうした動きに押される形で、五三年七月には市議会内に基地問題対策特別委員会が設置され、旧条例に代わる新たな条例の制

定を検討することになった。そして、従来の売春・勧誘に加えて周旋行為も処罰対象に含み、罰則も大幅に強化した豊中市風紀取締条例（以下、新条例と記す）案が九月議会に上程された。新条例案は賛成多数で可決され、翌月から施行された。

取締の厳罰化は売春婦と風俗業者に大打撃を与えた。最大で七〇〇人に上った蛍池地区の売春婦のうち、およそ四割が新条例の施行前後に隣接する箕面町などへ避難している。(33) **表5**は、豊中市における売春婦の検挙件数の推移である。これによれば、五三年度の風俗業者数が前年度から減少しているのに対し、売春婦の検挙件数は約四倍に増加している。そして、五五年には風俗業者数・売春婦検挙件数ともに激減している。これらは新条例の効果を傍証するものといえよう。(34) こうした状況を受けて、池田市でも条例制定の機運が高まり、五四年二月の市議会で池田市風紀取締条例案が可決された。

一方、蛍池地区の風俗業者を中心に、取締反対の声も上がった。同地

図2　蛍池における風俗施設の分布状況

「蛍ガ池小学校区内」（『立ち上る！基地京阪神』）より作成。なお、原図は手筆のため、道路の線形や建物の位置は必ずしも正確ではない。

区のキャバレー組合長は「アメリカ人と連れだって歩いているからといって、いまさら騒ぐ人の気が知れません」と述べている。[35] また、一九五三年夏頃には、キャバレーや旅館等の各組合からなる蛍池風俗関係組合連合会が結成されている。[36] 同会は新条例を「振興して来つつある商業を（中略）見殺しにするばかりか蛍池商業者の全滅を来たす」ものと位置づけ、制定には断固反対の立場をとった。[37] 池田市でも、宮之前地区の旅館組合から市当局に対し、過度な厳罰化により「正規旅館業者」の営業権や生活が脅かされないよう善処を乞う旨の陳情書が提出されている。[38]

ここで注意しておきたいのは、全ての売春婦や風俗業者が望んで風俗営業に手を染めていた訳ではないことである。ある二〇代の「接客婦」は、「だれが好んでこんな商売をやるもんですか。夫には離縁され、子供と母親を養うのが精一杯なんです。少しでもお金を貯めて足を洗い、全然不知な土地で商売でもしようというのが私の望みです」と心境を吐露している。また、「下宿舎」を経営する五〇代男性も、「好きでやっているわけじゃない」と述べている。[39] これらの述懐からは、彼／彼女達にとって売春や貸宿が不可欠な生計手段となっていたことが分かる。そして同時に、彼／彼女達には、自らが望むか否かに関わらず、そうした稼業に従事せざるを得ない事情があったことも窺える。風紀問題は、地域における基地依存の構造が顕在化した局面でもあったのである。

市民間の意見の相違は、市議会での審議にも影響を与えた。豊中市の基地問題対策特別委員会は、新条例賛成派と反対派に

表4　豊中市における風俗業者数

年度	風俗業者数			
	総数	カフェ	キャバレー	遊技場
1950	34	7	2	25
1951	70	25	6	39
1952	90	26	5	59
1953	66	37	7	22
1955	25	不明	不明	不明

各年度の『豊中市市政年鑑』（豊中市、1950～53年）及び『豊中市市勢要覧』（豊中市、1956年）より作成。

表5　豊中市における売春婦検挙件数

年度	売娼婦検挙件数		
	総数	初犯	再犯
1950	150	65	85
1951	383	179	204
1952	261	53	208
1953	1,017	480	537
1955	17	8	9

各年度の『豊中市市政年鑑』及び『豊中市市勢要覧』より作成。

議論が二分された。[40] 反対派の議員は本会議でも「蛍ヶ池地区へ私も数回参ったのでありますが（中略）制定反対の声ばかりだった」と述べ、賛成派に対して「賛成々々と言えば何だか婦人団体や女子に対して人気がいい」と発言し、議場が一時騒然となった。[41] 池田市でも、風俗営業取締法の規定により営業許可を受けた店を取締対象から除外すべきか否かを巡って議論が紛糾した。同市議会では、一九五三年一二月議会で、営業許可店を除外する付帯決議を盛り込んだ条例案が上程されたが、取締の徹底を主張する議員から強い批判が出て却下された。[42] 翌年二月に上程された修正案でも付帯決議は削除されなかったため、深夜まで議論が紛糾して審議未了となった。その直後、条例案に賛成する議員のみ集められ、取締徹底派の議員が不在のまま臨時継続議会を開き、ようやく可決に至った。[43]

3、日米三市地方連絡協議会

風紀問題は、基地が所在する多くの地方自治体にとって頭痛の種であった。政府はその対応策として一九五三年六月に次官通牒「駐留軍施設周辺の風紀対策に関する件」を関係府県に発し、地方自治体と米軍からなる連絡協議会を設置し、風紀問題について協議すべき旨を通達した。[44] 伊丹航空基地周辺地域に関しては、八月一一日に三市と伊丹航空基地からなる日米三市地方連絡協議会（以下、連絡協議会と記す）が発足した。構成員は、三市側が市

の開催状況（左頁より表6つづき）

主な議題	概要
協議会が扱う問題について	①当面は風紀問題を議論する、②基地側は、同会の効力は忠告程度のものに止めたい意向を示す
風紀問題の取締、騒音対策としての蛍池小学校移転、売春対策など	①風紀取締にはMP出動などを含め協力する。②蛍池小の騒音問題につき、基地側は調査を確約
蛍池小移転費の国庫補助申請につき協力方依頼	蛍池小の騒音について、基地側は調査後でなければ結論は出せないと回答
神津小近接地への米軍機燃料缶放置問題、国道建設に際しての基地側の協力要請、文化交流	燃料缶の撤去を求める伊丹市に対し、基地側は米国の法規では違法ではないとして拒否
文化交流	不明
豊中市内の兵舎の移転問題など	不明
不明	不明
基地周辺の自動車の速度制限、伊丹市岩屋地区の汚水問題、文化交流	岩屋地区の汚水問題につき、基地側は調査を約束
火災時の相互消化協定、風紀取締の方法など	不明
不明	不明

長・市議会議長・教育長・警察署長、基地側が基地司令官以下幹部数名で、事務局は豊中市に置かれた。[45]

表6に連絡協議会の開催状況をまとめた。これによると、第一回協議会では当面の課題として風紀問題を中心に議論することが確認されている。[46] また、第二回協議会では、基地側から、売春の取締に際して必要に応じMPを出動させるなどの支援を行うことが提案されている。[47] これらの点から明らかなように、発足当初の連絡協議会は次官通牒に準じて運用されていた。

しかし、新条例の施行により豊中市の風紀問題が一段落した第二回協議会以降は、蛍池小学校の移転（第二・三回）や燃料缶放置問題（第四回）など議題が多岐に及んでいる。つまり、三市の実態に即して議論の対象を拡大していたのである。加えて、文化交流が議題に上せられた回も少なくない（第四・五・八回）。要するに連絡協議会とは、三市―基地間で問題を共有し、より円滑な意思疎通を図るための組織であったといえよう。

ただし、基地側は連絡協議会の権限と効力について「あくまで忠告する程度のものであって結論を出すものでな」いと留保を付していた。[48] また、燃料缶放置問題への対応にも窺えるように（**表6**）、風紀問題以外については非協力的・消極的な姿勢を示すことも多かった。これらの点に鑑みれば、同会の実態は三市・基地双方の意見交換の場に過ぎず、基地問題の根本的な解決をもたらすものではなかったともいえる。

表6　日米三市地方連絡協議会

年	月/日	回	参加者	
			三市	基地
1953	8/28	1	伊丹市長、豊中市長、池田市助役	司令長官、空軍憲兵隊長
	10/1	2	三市市長・助役・市議会議長など	司令長官、司令副官、海空軍憲兵隊長など
	11/7	3	三市の市長・市議会議長	司令長官など
	12/2	4	三市の市長・助役・関係部局長など	司令長官、第17師団長、海空軍憲兵隊長など
	12/23	5	三市長など	司令長官など
1954	1/29	6	三市長など？	司令長官など
	不明	7	不明	不明
	5/4	8	三市の市長・助役・関係部局長など	司令長官、司令副官、海空軍憲兵隊長など
	7/27	9	三市の市長・市議会議長など	不明
	9/29	10	不明	不明

『神戸新聞　地方版』・『朝日新聞 大阪版』・『週刊北摂朝日』より作成。

三　拡張問題の再燃と帰結

1、拡張賛成の機運の高まり

一九五五年、防衛負担金に関する日米政府間交渉が妥結した。五四年九月の自衛隊発足に伴う防衛費の増大に苦しむ政府は、負担額を前年度から約一八〇億円減の三八〇億円とすることに成功した。しかし、その交換条件として伊丹を含む全国一一箇所の飛行場拡張などの軍事協力事項が含まれていることが発覚した。[49] 三市は直ちに市議会で拡張反対の意見書を決議し、期成同盟を再結成した。期成同盟は四月一九日・五月一二日の二度にわたり陳情書を作成し関係方面へ提出している。[50] 期成同盟の陳情書では、拡張により予定区域内に住む農民が困窮することや、騒音の激化により学校教育に支障を来すことなどが反対理由に挙げられている。五〇年代前半の拡張問題の時と同じく、住民の生活の擁護という立場からの反対論である。

しかし、三市の歩調にはズレが生じ始めていた。最も強硬な反対論を張ったのは伊丹市で、「目的の如何を問わず拡張事体が許されない」と拡張自体に反対の立場をとった。[51] これに対し、豊中市と池田市は「将来国際空港にするためにはいま拡げる方がよい」と拡張に一定の理解を示した。[52] 豊中市は、市議会やその内部委員会である伊丹飛行場拡張反対特別委員会においても、かつて風紀取締条例（新条例）制定に反対した議員を中心に、国際空港化を見越して拡張に賛成する声が強まっていた。[53] 市民の動きも婦人団体など一部を除き低調であった。[54] 一九五五年六月に豊中市労連が主催した市民懇談会では「二十七年のときの反対運動に比べて低調」、「市民の熱意が足りない」などの発言が出た。[55] 豊中市では拡張区域住民による土地不買同盟組織が結成された地区もあったが、五六年頃には会合が開催されな

くなり、地主の大半が軍事目的の拡張でなければ土地の売却を容認する方針に転じていた。[56]

こうした中で、拡張賛成の急先鋒となったのが蛍池風俗関係組合連合会であった。[57] 同会は、「地元民を食べて行ける状態に持って行く唯一の道は伊丹基地拡張あるのみ」と主張し、更に「（筆者注・拡張により同基地は）近き将来には必ず関西の一大空港として発展する」と唱えた。そして、反対運動に対しては「精神的にも物質的にも被害の大きかった蛍ケ（ママ）池の地元民が（中略）尚自ら自立の道を切り開く為に飛行場の拡張を叫ぶにもかゝわらず、是が妨害するが如き反対の行動を取る事、蛍ヶ池地元民としては許しがたい」と痛烈に批判した。

また、これらの動きとは別に、かねてより拡張の実現を目指していたのが阪神財界であった。その中心的役割を担った大阪商工会議所（会頭は八木商店社長の杉道助）は、一九五三年二月に「阪神国際空港建設に関する要望」を関係方面に提出し、経済振興の見地から関西に国際空港を設置する必要性を訴えた。[58] その直後に阪神国際空港建設小委員会を設置して候補地の検討に着手し、伊丹航空基地を第一候補に決定した。[59] これ以後、大阪商工会議所は、伊丹航空基地の返還と国際空港化の実現を基本方針とし、基地（空港）拡張を具体的な事業課題に位置づけて活動を進めていく。五五年に拡張問題が再燃した当初は、大阪・兵庫両府県が反対を表明したため事態を静観していたが、五〇年代後半になると三市への働きかけを開始する。まず、五六年の新年賀会において、反対論を押し切ってでも拡張・国際空港化の推進運動を展開する方針を明らかにした。さらに五七年二月には、神戸商工会議所との連名で「阪神国際空港早期実現に関するお願い」を発し、基地返還後の拡張と国際空港化が達成されない場合、「京阪神地帯のみならず関西、西日本一帯は（中略）世界の進展に立遅れて、世界の片田舎に転落するしかない」と述べ、三市に協力を要請している。[60]

2、基地の返還と期成同盟の解散

一九五七年四月四日、伊丹航空基地の接収解除と早期返還が米軍より発表され、同年七月には駐留兵力の撤収が始まった。そして、五八年一月に豊中市刀根山地区の米軍官舎の返還が先行して実施され、同年三月に伊丹航空基地の全面返還が実現した。基地の返還に伴い伊丹航空基地は廃止され、民間空港として大阪空港が新たに発足した。そして、一九五八年七月に、運輸省航空局より豊中（走井・原田・勝部）・伊丹（中村・岩屋・森本）の二市を対象とする約八〇万㎡の拡張計画が発表された。(61)

このような情勢のもとで、阪神財界は拡張推進の動きを強めていった。大阪商工会議所は、三市の当局・市議会議員・拡張区域住民と接触して賛成派の拡大と反対派の切り崩しを図る一方で、関係方面へ拡張予算の計上を陳情するなど、三市・中央の双方に対し積極的に折衝している。そして、五八年九月には大阪商工会議所が中心となり伊丹空港協会（以下、空港協会と記す）が設立された。同会の主な目的は、航空局の拡張計画の遂行に協力し、三市当局や住民と折衝を行うことにあった。理事は、阪神両市長・阪神両商工会議所会頭に加え、当初は拡張に反対していた大阪・兵庫両府県知事が務めた。ここに至って、両府県や阪神両市においても拡張推進が公式見解となったのである。(62)

一方、期成同盟は基地返還の発表後も同盟を存続する方針を確認していた。しかし、両府県や阪神両市が拡張賛成を掲げる中で孤立を深めていった。そして、反対運動に決定的な打撃を与えたのが豊中市の方針転換であった。同市では、拡張賛成派の市議会議員が独自に大阪商工会議所と懇談会を開催して地歩を固めており、市議会の拡張反対特別委員会でも「新しい段階に当り一応観点を変えるべき時期に到達した感があります」、「反対の一点張りでこのまゝ行くとすれば（中略）伊丹市が飛行場の表玄関となり、豊中は一番馬鹿を見ることになる」など、運動方針の転換を

求める発言が相次いだ。[63] こうして市議会の大勢は拡張賛成へと傾き、五七年九月議会で、伊丹飛行場拡張反対特別委員会の廃止と大阪空港対策特別委員会の新設が可決された。[64] 直後の一〇月三日に開催された期成同盟の会合では、豊中市に対して池田・伊丹両市から批判が出たものの、最終的には豊中市の決断が追認され、併せて同盟の解散が決定された。[65] これに対し、拡張反対派の議員は伊丹飛行場拡張反対三市議員連盟を結成して抵抗した。同連盟は「三〇万三市市民を爆音の公害から守り、市民生活と教育を脅かす拡張には反対」をスローガンに掲げた。[66] 直後の三〇日には大阪空港を離陸直後の日本航空ＤＣ―４（雲仙号）が豊中市内の田地に不時着する事故が発生したこともあり、反対派議員の気勢も上がった。[67] しかし、豊中市の方針が覆ることはなく、期成同盟の解散に歯止めをかけるには至らなかった。こうして拡張反対運動は挫折したのである。

前節と本節でみたように、一九五〇年代後半の拡張問題では、国際空港化を前提とした拡張賛成論が高まっていた。重要なのは、大阪商工会議所がかかる賛成論を掲げて精力的な活動を展開し、それに大阪・兵庫両府県や阪神両市が同調した点である。基地の返還が実現し、国際空港化が次なる経済課題として立ち現れる過程で、阪神財界・両府県・阪神両市にとって、拡張は関西地方の経済振興のために必須の事業と位置づけられるに至ったといえよう。当該期において、基地（空港）の拡張は、もはや三市の利害を超えた問題となっていたのである。

3、期成同盟解散後の動向

期成同盟の解散後は、補償と土地買収のいずれを優先するかを巡って関係者の思惑が交錯することになる。豊中・伊丹両市当局は、補償問題の全面的解決の見通しが立たない限り土地買収には応じないとの立場をとり、共同して交渉に臨むことを決定した。五九年三月には、拡張区域住民への補償や、小中学校・保育所・病院の防音対策の徹底な

どを盛り込んだ要望書を作成している。[68]

周辺地域の状況をみてみると、拡張区域に近接する地区では、騒音補償の優先的な実施を希望する声もあった。例えば、伊丹市西桑津地区の住民は、一九五八年八月に騒音による学習障害に対する補償などを求める陳情書を市に提出している。[69] しかし、拡張区域では多くの地区が土地買収の早期実施を望んでいたと思われる。伊丹市は説明会を開催して拡張区域住民の理解を求めたが、住民は土地買収の早期実施を主張して市の方針に反発した。[70] 一方、豊中市は先述の陳情書に則って空港協会と折衝を行ったが、空港協会の態度は冷ややかであった。六〇年一月に開かれた会合では、「現地の情勢は差し迫っており、用地買収と公害補償の問題解決とは、平行させる。公害補償が解決しない限り、用地買収をさせないという豊中市の態度は、実に不愉快である」と市の対応を批判している。[71]

ここでいう「現地の情勢」とは、拡張区域住民の動向を指すと考えて間違いないだろう。なぜなら、拡張区域の住民は一向に土地買収の交渉が始まらない状況に不満を抱き、その矛先を空港協会に向けていたからである。六〇年一月中旬から二月中旬にかけて、空港協会と拡張区域の各部落との間で数度にわたり懇談会が開かれている。その際、住民側は「各部落は、用地買収および移転問題の早期着手を望んで」いるとした上で「（筆者注・土地買収の）交渉が始まらなければ、折角だが部落は協力できない。これまで、拡張々々といって生活を不安に陥れられたこの損害の補償を要求する」と空港協会に迫っている。[72] これに対し、空港協会側は「事業を開始した以上は、地元各位に対する御迷惑をできる限り避けて、速かに事業を推進したい」と応じている。[73] 空港協会にしてみれば、運輸省という後ろ盾もさることながら、こうした拡張区域住民の意向こそ拡張推進の大義名分であった。それゆえに、豊中市の要求に対して強硬な姿勢で臨むことができたと考えられる。

空港協会と豊中・伊丹両市の交渉は円滑に進まなかったが、両市ともに、一九六一年末頃までには空港協会の補償

案に大筋で合意した。これを受けて、両市議会では拡張の賛否について最終決定を下すための議論が始まった。この段階でも反対派は抵抗して議論が紛糾した。しかし、まず六一年一二月に豊中市議会が、次いで六二年四月に伊丹市議会がそれぞれ拡張案を可決した。これにより、約一〇年に及んだ戦後の拡張問題が一応の決着をみたのである。(74)

むすびにかえて

ここまで、戦後の伊丹航空基地周辺地域の基地問題を時系列に沿って検討してきた。以下、論点をまとめておこう。

第一に、戦後の伊丹航空基地周辺地域では、多様な基地（空港）問題が生成・展開していた。本事例で主要な位置を占めていたのが、基地（空港）の拡張問題であったことに疑問の余地はない。しかし、周辺三市では、拡張問題のみならず、米軍による事故や事件、騒音問題、風紀問題など多様な基地問題が存在し、住民生活に影響を及ぼしていた。特に注目したいのが風紀問題と騒音問題である。風紀問題については、豊中市の事例にみるように、新条例の制定に反対した風俗業者と市議会議員が、後に拡張問題が再燃した際には拡張賛成を掲げた点が重要である。詳細な因果関係の解明は今後の課題とせねばならないが、風紀問題が拡張問題の帰趨に影響を与えたことは明らかだろう。一方、騒音問題は、拡張問題が決着した後の主要な争点として、土地買収や各種の補償とともに引き継がれていく。このように、基地の周辺地域においては、複数の問題が相互に絡み合いながら事態が展開していたのである。

第二に、基地問題だけでなく、そこに関わる主体もまた多様であった。本事例では、豊中・池田・伊丹三市当局・市議会の他に、拡張区域農民・風俗業者・学校関係団体・婦人団体といった地域団体、更には阪神の労農組合や財界など地域外の団体まで関わっていた。本稿では基地問題の経過に焦点を当てたため十分に検討できなかったが、これ

ら諸主体の政治的立場や利害関係を検証し、その相互関係を解明する作業が必須だろう。

第三に、日本現代史の課題として基地問題を検討する上で有効と思われる視角について、筆者が専門とする社会運動史研究の立場から記しておきたい。一点目は、阪神財界の活動に代表される経済運動の視角である。言うまでもなく経済運動それ自体は、社会運動とは現象・性格ともに大きく異なる。しかし、一九五〇年代後半の拡張問題において、経済振興策としての拡張賛成論が三市の間でも一定の拡がりをみせ、最終的には拡張反対運動を挫折へと追い込むほどに台頭していたことを見落としてはならない。基地反対運動の意義と限界を正確に把握するためには、こうした潮流にも目を向けなければならない。このことは、本事例のように基地発足―返還―民間空港化という経過を辿るケースを扱う場合において、とりわけ強く意識されるべきである。

そして二点目に、住民運動の視角である。労働組合や農民組合などの活動から窺えるように、本事例が反軍事基地闘争＝平和運動の側面を持っていたことは事実であろう。しかし、三市で暮らす人々の立場から一連の経過を追跡してみると、そこに通底していたのは、住民（自己）の生活の擁護及び改善の要求であったことが分かる。例えば、五〇年代前半の拡張反対運動は農民を没落の危機から守ることを題目に掲げて展開されたものであったし、騒音問題では児童の学習環境の悪化や心身への影響が懸念されていた。更にいえば、こうした主張は反対運動だけが掲げた論理ではなかった。それを示すのが蛍池地区の風俗業者を中心とする商業者の存在である。彼らもまた自己の生活の擁護を――それが本音と建前のいずれであるかはさておき――掲げて動いていたことは、風紀取締を巡る経過からも明らかであろう。かかる視角に基づき、地域社会のありように即した分析を行うことで、一九五〇年代の社会運動を一概に保守反動勢力に対する革新勢力の抵抗＝平和と民主主義擁護の運動と捉え、安保闘争と三池争議が敗北した六〇年代以降に公害訴訟を典型とする住民運動が台頭するという従来の戦後社会運動史像の再考につながると思われる。

最後に、一九六〇年代以降の状況を記しておく。[75] 拡張案の可決後、伊丹・豊中両市では土地買収が本格化する。六二～六四年にかけて拡張区域各地区との買収交渉が行われ、一部の地区を除き六四年末から拡張工事が開始された。また、騒音問題も大きな社会問題となった。六四年一〇月には、周辺三市の他に大阪府箕面市・兵庫県川西市・尼崎市・西宮市・宝塚市を加えた八市により大阪国際空港騒音対策協議会が結成された（七一年五月からは大阪市・大阪府吹田市・兵庫県芦屋市も加盟）。更に、六〇年代後半以降は騒音に悩む住民を原告として訴訟問題が勃発し、長期に及ぶ法廷闘争へとつながっていく。これらの詳細な検討については後稿を期したい。

〔注〕

（1）二〇〇〇年以降のものに限れば、明田川融「一九五五年の基地問題」（『年報日本現代史』第六号、現代史料出版、二〇〇〇年）、松田圭介「長野県下の平和運動―浅間山米軍演習地化反対運動―」（長野県現代史研究会編『戦争と民衆の現代史』現代史料出版、二〇〇五年）、森脇孝広「軍事基地反対闘争と村の変容―内灘闘争とその前後をめぐって―」（『年報日本現代史』第一一号、現代史料出版、二〇〇六年）、福島在行「「内灘闘争」と抵抗の〈声〉」（山田敬男・広川禎秀編『戦後社会運動史論―一九五〇年代を中心に―』大月書店、二〇〇六年）、池田慎太郎「〝基地の街〟岩国の戦後史―朝鮮戦争からベトナム戦争までの時期を中心に―」（『年報日本現代史』第一七号、現代史料出版、二〇一二年）など。

（2）例外として、栗田尚弥編著『米軍基地と神奈川』有隣堂、二〇一一年がある。同著は厚木や横須賀の事例を中心に、基地の発足から返還に至る経緯や、その間に発生した多様な基地問題のありようを検討している。

（3）平井和子『日本占領とジェンダー　米軍・売買春と日本女性たち』有志舎、二〇一四年など。

（4）平良好利『戦後沖縄と米軍基地―「受容」と「拒絶」のはざまで１９４５-１９７２年』法政大学出版局、二〇一二年、鳥山淳『沖縄　基地社会の起源と相克　１９４５-１９５６』勁草書房、二〇一三年など。

（5）『伊丹市史』第三巻、伊丹市、一九七二年、『新修豊中市史』第二巻、豊中市、二〇一〇年、『新修池田市史』第四巻、池田市、二〇一一年。本稿の執筆に際して上記の著作に依拠した箇所は少なくないが、紙数の都合上、注を省略した箇所がある。

（6）「大阪第二飛行場」の建設と軍用化以後の拡張の経緯については、前掲『伊丹市史』第五巻、五一五―五二七頁、塚崎昌之「伊丹飛行場の成立の背景と戦時期の軍用飛行場の実態」（『地域研究いたみ』第三九号、伊丹市、二〇一〇年）を参照されたい。

（7）前掲『新修豊中市史』第二巻、六二九頁。

（8）以下、米軍による事故と補償に関する叙述については、前掲『新修池田市史』第四巻、一四〇―一四四頁及び『進駐軍による被害見舞報告文書 昭和20年2月～29年2月』一九五四年、池田市役所所蔵による。池田市役所所蔵資料の利用にあたっては、池田市教育委員会にお世話になった。

（9）以下、本段落中の豊中市の基地問題に関する叙述は、豊中市議会『豊中市議会史　記述編』（豊中市議会、一九九〇年）、五二一頁及び前掲『新修豊中市史』第二巻、六二九頁による。

（10）以下、拡張問題勃発の経緯に関する叙述・引用については、断りがない限り『池田市議会会議録』一九五二年三月四日、池田市役所所蔵による。なお、測量と池田市議会三月議会の間には約五ヶ月の隔たりがあるが、管見の限り、この間に三市の市議会で測量が議論された形跡はなく、測量問題を報じた新聞記事も見当たらない。例外として、五一年一二月に衆議院議員井上良二（大阪三区選出・日本社会党）が内閣総理大臣吉田茂宛に提出した「伊丹飛行場拡張に伴う民家並びに農地の収用に関する件」がある（国立公文書館デジタルアーカイブ、二〇一五年八月一〇日最終閲覧。　url：https://www.digital.archives.go.jp/）。

（11）『神戸新聞　地方版』一九五二年八月一〇日。同紙の伊丹地域版については、「阪神版」、「尼崎・伊丹版」、「伊丹・武川版」など、数度の紙名変更が行われている。本稿では、煩雑を避けるため全て「地方版」と表記した。

（12）豊中市議会「意見書」一九五二年五月三〇日（『豊中市議会会議録』、豊中市議会事務局所蔵）。豊中市議会事務局所蔵資料の利用にあたっては、豊中市文書館の協力を得た。

（13）池田市議会「意見書」一九五二年六月一四日（『池田市議会会議録』、池田市役所所蔵）。

（14）伊丹市「意見書」一九五二年六月九日（『伊丹市史』第五巻、伊丹市、一九七二年、八〇九―八一〇頁）。

(15)『神戸新聞　地方版』一九五二年六月二七日。
(16)竹内義治『激動の地方自治　ある市長の戦後史』生活環境問題研究所、一九八六年、二〇七頁及び『伊丹市広報』第二七号、一九五二年八月一〇日。竹内は一九五一―六六年まで豊中市助役を務めた人物である。
(17)『神戸新聞　地方版』一九五二年七月一〇日。
(18)大阪軍事基地反対懇談会事務局・関西軍事基地反対連絡協議会事務局編『立ち上る！基地京阪神』一九五四年（佐藤公次編著『米軍政管理と平和運動―復刻版および年表解説―』せせらぎ出版、一九九一年、所収）及び前掲注（11）。
(19)同右。一九五一年六月には、大阪府学生自治連合主催の伊丹航空基地反対集会に起因する、労働者・学生からなるデモ隊と警官隊の衝突も発生している（吹田事件）。ただし、労農組合や学生による運動と三市の関わりについては不明な点が多く、今後の課題としたい。
(20)「第一三回国会衆議院外務委員会会議録」一九五二年六月一八日、国立国会図書館国会会議録検索システム、二〇一五年七月三〇日最終閲覧。url：http://kokkai.ndl.go.jp/
(21)『神戸新聞　地方版』一九五二年八月一日・八月三日・八月五日。
(22)「第一四回国会衆議院外務委員会会議録」一九五二年八月二八日、国立国会図書館国会会議録検索システム、二〇一五年七月三〇日最終閲覧。url：http://kokkai.ndl.go.jp/
(23)以下、本段落中の叙述・引用は大阪都市騒音対策委員会「爆音の影響について 特別調査」（猪俣浩三・木村禧八郎・清水幾太郎編『基地日本』和光社、一九五三年五月、三四九―三五二頁）による。
(24)『神戸新聞　地方版』一九五三年四月二九日。
(25)同右。
(26)蛍池小学校「飛行機による爆音調査統計表」一九五三年一〇月（『昭和二十八年 基地問題対策特別委員会一件書類』一九五三年、豊中市議会事務局所蔵）。
(27)『朝日新聞　大阪版』一九五三年一〇月一四日及び『神戸新聞　地方版』一九五三年一二月一〇日。
(28)前掲『神戸新聞　地方版』一九五三年一二月一〇日。

(29)『昭和三十一年　市政年鑑』豊中市、一九五七年、一三六頁。
(30)『池田市議会会議録』一九五二年一二月二七日、池田市役所所蔵。
(31)同右。
(32)『朝日新聞　大阪版』一九五二年一一月五日。
(33)『朝日新聞　大阪版』一九五三年一〇月三日。
(34)一方で、新条例が売春婦の市外流出を惹起し、近隣自治体に問題を拡散させる要因ともなったことや、新条例の目的はあくまで市内の風紀秩序の改善にあり、売春婦・風俗業者の救済は視野の外に置かれていたことにも留意しておく必要があろう。
(35)前掲注(32)。
(36)「蛍池風俗関係組合連合会」の名称は筆者が便宜的に付したものである。史料中では「蛍ヶ池基地対策連合会」「伊丹飛行場周辺各種組合連合会」などと表記されている。ただし、いずれの場合も、蛍池地区を中心とする風俗業関係組合の連合組織であり、同一人物が会長を務めていることが確認できる。従って、これらは同じ組織＝蛍池地区組合連合会と考えて問題ない。
(37)『週刊北摂朝日』一九五三年九月一三日。箕面市役所所蔵。箕面市役所所蔵資料の利用にあたっては、箕面市総務部総務室にお世話になった。『週刊北摂朝日』は、池田市を拠点として五一年七月に創刊された地域新聞である。社長は元大阪朝日新聞記者の横山精一が務めた。
(38)宮之前地区旅館組合「陳情書」一九五四年一月三〇日(『風紀取締条例制定に関する書類綴』一九五四年、池田市役所所蔵)。
(39)前掲注(32)。
(40)『昭和二十八年 委員会々議録』一九五三年、豊中市議会事務局所蔵。
(41)『豊中市議会会議録』一九五三年九月一四日、豊中市議会事務局所蔵。
(42)『池田市議会会議録』一九五三年一二月二一日、池田市役所所蔵。
(43)『池田市議会会議録』一九五四年二月一六日、池田市役所所蔵。
(44)前掲『豊中市議会史　記述編』、五二三頁。
(45)『朝日新聞　大阪版』一九五三年八月一二日。

(46)『朝日新聞　大阪版』一九五三年八月二八日及び『神戸新聞 地方版』一九五三年八月二九日。
(47) R・ディカーブ「米国軍事基地区域内における公衆道徳問題」一九五三年一〇月七日(前掲『昭和二十八年 基地問題対策特別委員会一件書類』)。ディカーブは当時の伊丹航空基地部隊司令官で、階級は空軍中佐である。
(48)『神戸新聞　地方版』一九五三年八月二九日。
(49)『池田市広報』一九五五年六月二五日及び『朝日新聞　大阪版』一九五五年四月一五日。
(50)「伊丹飛行場の軍事基地としての拡張反対陳情書」一九五五年四月一九日(『昭和三十年　伊丹飛行場拡張反対特別委員会一件綴』豊中市議会事務局所蔵)及び「伊丹飛行場拡張反対陳情書」一九五五年五月一二日(『池田市広報』第一一一号、一九五五年六月二五日、池田市役所所蔵)。
(51)『伊丹市広報』六〇号、一九五五年七月一日。
(52)『朝日新聞　大阪版』一九五五年五月二二日。
(53) 前掲『昭和三十年　伊丹飛行場拡張反対特別委員会一件綴』、『昭和三十一年　伊丹飛行場拡張反対特別委員会一件綴』及び『豊中市市議会会議録』一九五五～五七年。いずれも豊中市議会事務局所蔵。三市の足並みの乱れを反映してか、期成同盟の陳情書(前掲注(50))も、軍事基地としての拡張に反対する一方で、その他の用途・目的に基づく拡張の是非には言及していない。
(54) 豊中市婦人連絡協議会は、拡張反対の署名運動を行っている(『朝日新聞　大阪版』一九五五年五月一五日)。また、五五年五月二〇日には拡張反対の陳情書を市議会に提出している(前掲『昭和三十年 伊丹飛行場拡張反対特別委員会一件綴』)。
(55)『朝日新聞　大阪版』一九五五年六月一二日。
(56)『朝日新聞　大阪版』一九五六年一一月一九日。
(57) 以下、本段落中の叙述・引用は蛍池風俗関係組合連合会「伊丹基地拡張賛成趣意書」(前掲『昭和三十年 伊丹飛行場拡張反対特別委員会一件綴』)による。この文書の作成年月は不明だが、おそらく一九五五年五月頃と思われる。
(58) 大阪商工会議所「阪神国際空港建設に関する要望」一九五三年二月一八日(前掲『伊丹市史　第五巻』八一〇―八一一頁)。
(59) 大阪商工会議所「阪神国際空港の設置について」一九五三年八月一六日(前掲『伊丹市史　第五巻』八一二―八一四頁)。

(60) 大阪商工会議所・神戸商工会議所「阪神国際空港早期実現に関するお願い」一九五七年二月一一日(前掲『昭和三十一年　伊丹飛行場拡張反対特別委員会一件綴』)。
(61) 前掲『新修豊中市史』第二巻、六三四―六三五頁及び前掲『伊丹市史』第四巻、七二九頁。
(62) 「豊中・池田・伊丹三市伊丹飛行場拡張反対期成同盟会々議」一九五七年四月一二日(前掲『昭和三十一年　伊丹飛行場拡張反対特別委員会一件綴』)。
(63) 「飛行場拡張反対対策特別委員会議事録」一九五七年七月四日(前掲『自昭和三十二年九月至昭和三十三年十一月 国際空港対策特別委員会一件綴』)。
(64) 『豊中市議会会議録』一九五七年九月二七日、豊中市議会事務局所蔵。
(65) 『朝日新聞　大阪版』一九五七年一〇月四日。
(66) 前掲『豊中市議会史　記述編』、五三二頁。
(67) 『朝日新聞　大阪版』一九五七年一〇月二日及び前掲注『豊中市議会史　記述編』、五三二―五三三頁。
(68) 伊丹市「大阪空港拡張整備計画に関する補償要望書」・豊中市「大阪空港拡張整備計画に関する補償要望書」いずれも一九五九年三月三一日(『伊丹飛行場関係綴』、兵庫県所蔵)。兵庫県所蔵資料の利用にあたっては、兵庫県企画県民部文書課にお世話になった。
(69) 西桑津地区「陳情書」一九五八年八月二〇日、西桑津自治会文書、伊丹市立博物館寄託。同文書の利用にあたっては、伊丹市立博物館にお世話になった。
(70) 「伊丹空港協会第5回運営委員会議事録」一九六〇年二月三日(前掲『伊丹飛行場関係綴』)。
(71) 伊丹空港協会「豊中・伊丹両市の公害補償要求に対する杉会長の方針について」一九六〇年一月二七日(前掲『伊丹飛行場関係綴』)。
(72) 伊丹空港協会「最近の地元情勢」一九六〇年三月一〇日(前掲『伊丹飛行場関係綴』)。
(73) 伊丹空港協会「大阪(伊丹)国際空港整備事業の推進について」一九六〇年一月二二日(前掲『伊丹飛行場関係綴』)。
(74) なお、拡張予定区域に含まれなかった池田市は、市議会に空港対策特別委員会を設置して騒音補償を進める方針を打ち出し

ている（前掲『新修池田市史』第四巻、三六三―三六四頁）。

（75）以下、本段落中の叙述については、前掲『新修豊中市史』第二巻、六三五―六四三頁による。

（大学院博士後期課程単位修得退学）

SUMMARY

Formation and Deployment of the Base Problems in the Post-war Community
—The Case of Itami Air Base and the Surrounding Area—

Yutaro Motoi

The purpose of this paper is to examine the base problem in the surrounding area of Itami Air Base (Toyonaka City Osaka Prefecture,Ikeda City Osaka Prefecture, and Itami City Hyogo Prefecture) after the WW Ⅱ (from the defeat of Japan to early 1960s). Through this work, I would like to provide a point to study the history of the base and the community.

In the surrounding area of Itami Air Base, the expansion of the base site had become a serious problem. But besides this, various problems had happened in this area—such as aircraft noise and rampant prostitution. In communities where there was a base, these base problems had expanded implicating one another. In addition, various organizations and groups were concerned with the base problems. In the present case, a municipal assembly, farmers, educational groups, women's organizations, the business community of Hanshin district and labor union were concerned with the base problems. It is necessary to elucidate the mutual relations of these groups, in order to grasp the base problems in this region generally.

Finally I would like to mention effective point of view in examining a base problem historically. The first point is the economic movement. These base expansion theory as the economic promotion plan that the Hanshin business community advocated gained power so as to drive an anti-expansion movement into the failure. Like the present case, it is especially important that we pay more attention to such a movement in the example to start again as a civil airport after the return of the base. The second is the resident's campaign. Like the anti-military base movement by the labor union, we cannot deny that the present case had the character of a peace movement. But it was a claim of the life protection that was the most mainstream there when we recapture a series of the progress in line with the three cities and residents. By setting this viewpoint and performing analysis in line with the regional fact, it will be enabled to reconsider the conventional image that the history of the postwar social movement had.